

インクルーシブ社会 の実現に向けて



障害の有無や性別、性的指向、人種など、私たちには同じ人間であっても様々な違いがあります。崇城大学では、このような違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を尊重し合いながら生きていくインクルーシブ社会（共生社会）を実現することを目指しています。

障害の捉え方～社会モデルから考える～



I N C L U S I O N

障害は、その人の中にあるのではなく、社会との相互作用で生まれるものであり、環境によって生きやすくも生きづらくもなります。インクルーシブ社会（共生社会）を実現するためにも、社会全体の障害についての正しい理解が必要です。



障害や疾患を抱えていたとしても、それによってイコールで社会活動が制限されるのではなく、**周囲の人の配慮や環境整備によって社会活動に参加することができる**、というように考えるのが社会モデルの考え方です。周囲の環境や配慮の有無によって社会への参加は変化します。



障害という**マイナス面**で捉えず、その人の生活機能を、**周囲の環境などプラス面**から見る**広い視点**で考えます。



障害とは、個人の中に内在するのではなく、個人と社会の間に存在するものである。障害は、障害のある人が持っているものではなく、障害のある人を受け入れようとしない社会の側にある。

～障害者差別解消法とは～

2024年 4月1日 施行

「**障害者差別解消法**」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「**合理的配慮の提供**」を求めることなどを通じて、「**共生社会**」を実現することを目指しています。

令和3年には障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から**障害のある人への合理的配慮の提供が義務化**されました。

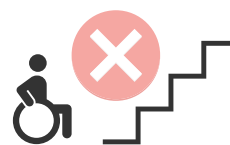


合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人と事業者等との間の「**建設的対話**」を通して相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

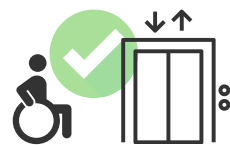


障害の「社会モデル」とは

「障害者差別解消法」は、障害の「社会モデル」の考え方を踏まえています。これは障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、**社会における様々な障壁と相対することによって生じるもの**という考え方です。障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる共生社会の実現のためには、障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことが重要です。

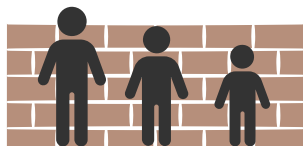


●階段しかないので、2階には上がれない
▶「障害」がある

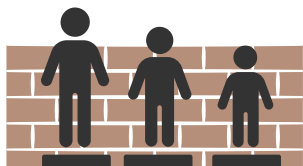


●エレベーターがあれば2階に上られる
▶「障害」がなくなった

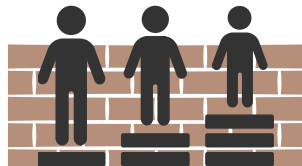
合理的配慮の基本的な考え方「平等」から「公正」へ



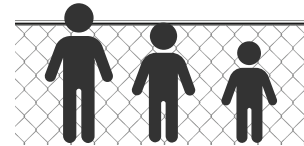
配慮 が何もない状態…



平等 ではあるけれど、右の子はまだ見えない…



公正 さが担保されて、全員が見ることができる！



環境 環境を変えれば、ハンディキャップは生じない！（事前的改善措置）

一番右の背の低いお子さんが、塀の向こう側を見るために木箱を使うことを「ずるい」「木箱を使えば身長が伸びなくなる」という人はきっといないことでしょう。

同じように、発達障害や疾病等の障害をもつ学生への配慮提供に対する「〇〇さんだけ特別な扱いはできない」という主張には正当性がありません。

大学における合理的配慮の提供とは

大学における合理的配慮とは、教育の本質を変えず、過度な負担のない範囲で、障害等のある学生の社会的障壁を取り除くことを指します。配慮の具体的内容は、学生の個々の状況や授業の形態によって異なりますが、高等教育機関においては授業への参加、課題提出、試験、研究実施と論文作成は必須であり、学生の果たすべき義務でもあります。精神疾患や障害、難病等のある学生が、障害による**不利益なく**、それらの**義務を果たせるような配慮を検討**します。本人との面談をふまえて、関係教職員との話し合いをしようとして、可能な範囲での配慮内容を決定します。

合理的配慮の具体例

物理的環境への配慮



車いすのまま着席したい

▶備え付けの椅子を片付け、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮



小さな文字は読みづらい

▶配付資料は拡大して配付した
▶資料を事前配付し、拡大して読み込めるようデータ化した。

慣行の柔軟な変更



時間内に書き写すことができない

▶タブレット端末等での板書撮影ができることとした。



◀崇城大学における障がいのある学生への支援に関する指針（ガイドライン）



◀崇城大学学生支援センター
https://www.sojo-u.ac.jp/student_life/support/studentcenter/



◀合理的配慮申請書
学生支援センターまでお問合せください。
096 326 3209